

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第五号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月三十日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教員委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第三項を次のように改める。

3 職員は、育児休業法第十九条第二項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、部分休業申出書（様式第十九号の四）を所属長に提出しなければならぬ。同条第三項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

第十七条の二中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の申出を行った職員は、育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、総務事務システムにより所属長に請求しなければならぬ。ただし、これにより難い場合は、同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の請求にあつては第一号部分休業簿（様式第十九号の四の二）を、同項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の請求にあつては第二号部分休業簿（様式第十九号の四の三）を所属長に提出することができる。

様式第十九号の四を次のように改める。

様式第 19 号の 4（第 17 条の 2 関係）

部分休業申出書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

所属所名
職 名
氏 名

次のとおり 年度の部分休業の請求について申し出ます。

1 請求に係る子	氏 名		続 柄	生 年 月 日
				年 月 日生
2 申出内容	種別	申 出 内 容		
	☐ 当初	☐ 第 1 号部分休業（1 日につき 2 時間を超えない範囲内）		
	☐ 変更	☐ 第 2 号部分休業（1 年につき条例で定める時間を越えない範囲内）		
3 変更が必要な事情				
4 備考				

- (注) 1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、総務事務システムによること。ただし、これにより難しい場合は、第 1 号部分休業の場合は様式第 19 号の 4 の 2 を、第 2 号部分休業の場合は様式第 19 号の 4 の 3 を提出することができる。

様式第十九号の四の次に次の二様式を加える。

様式第 1 9 号の 4 の 2 （第 1 7 条の 2 関係）

第 1 号部分休業簿

所属所名 _____
職 名 _____
氏 名 _____

年度						部分休業の請求期間										請求月日		備考
整理 番号	承認					請求事由 (承認/取消)	月 日				毎日／ 曜日等	時 間				請求月日	備考	
	決裁者				請求者													
1							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		
2							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		
3							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		
4							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		
5							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		
6							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		
7							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		
8							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		
9							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		
10							月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日		

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第 1 9 号の 4 の 3 （第 1 7 条の 2 関係）

第 2 号部分休業簿

所属所名
職 名
氏 名

年度						氏 名												
整理 番号	承認					請求事由 (承認/取消)	部分休業の請求期間								請求 時間数	残時間数	請求月日	備考
	決裁者				請求者		月 日				時 間							
1							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
2							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
3							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
4							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
5							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
6							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
7							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
8							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
9							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
10							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。